模擬裁判シナリオ１【冒頭手続】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 場面 | 担当 | セリフ |
| 人定質問 | 裁判官 | それでは、被告人 に対する強盗致傷被告事件の審理を始めます。  被告人は、証言台の前に立ってください。  名前は何と言いますか。 |
| 被告人 | 桜田門太郎です。 |
| 起訴状朗読 | 裁判官 | 検察官、起訴状を朗読してください。 |
| 検察官 | 公訴事実。  被告人は、通行人から現金等を奪い取ろうと考え、７月９日午前０時１０分頃、ホウリス町３丁目付近の道路上において、歩いていたに対し、背後から、同人が肩に掛けていたショルダーバッグの紐を引っ張ってその場に転倒させ、さらに、同道路上で引きずる暴行を加えて抵抗できない状態にさせ、同人から現金５，０００円入りの茶封筒が入ったショルダーバッグを奪い取り、前記暴行により同人に全治約１週間を要する右足擦過傷の傷害を負わせたものである。  罪名及び罰条。強盗致傷。刑法第２４０条前段。 |
| 黙秘権の告知 | 裁判官 | 被告人には、黙秘権があります。  答えたくない質問には答えなくても構いませんし、最初から最後までずっと黙っていることもできます。  質問に答えても構いませんが、あなたが話したことは、あなたにとって有利な証拠にも、不利な証拠にもなります。 |
| 罪状認否 | 裁判官 | 以上を前提に、検察官が読み上げた起訴状の内容に何か言いたいことはありますか。 |
| 被告人 | 事実と違います。私は犯人ではありません。 |
| 裁判官 | 弁護人の意見はいかがですか。 |
| 弁護人 | 被告人が言ったとおりです。  被告人は犯人ではなく、無罪です。 |

模擬裁判シナリオ２【証拠調べ手続】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 場面 | 担当 | セリフ |
| 冒頭陳述  （検察官） | 裁判官 | これから証拠を調べる手続に入ります。  検察官、冒頭陳述をお願いします。 |
| 検察官 | 検察官の冒頭陳述を行います。  被害者の東さんは、７月９日午前０時頃、千円札５枚入りの茶封筒を入れたショルダーバッグを肩に掛け、自宅を出てコンビニエンスストアに向かいました。  東さんは、午前０時１０分頃、道路上において、いきなり背後から、黒色Ｔシャツに青色ジーパンを着用した男にショルダーバッグの紐を引っ張られて転倒させられた上、そのまま引きずられて、ショルダーバッグを奪われました。  その後、犯人は、走って逃げていきました。  東さんは、この事件で、全治約１週間の右足の擦り傷を負いました。  東さんからの１１０番通報を受け、犯人を探していた警察官は、午前０時２５分頃、犯行現場近くの公園にいる被告人を見つけました。  警察官は、被告人が黒色Ｔシャツに青色ジーパンを着用していたことから、犯人の可能性があると考え、被告人に対して、持ち物を見せてほしいと声を掛けました。  その際、被告人は、千円札５枚が入った茶封筒を持っていました。  その後の捜査において、東さんが奪われたショルダーバッグは、犯行現場付近の路上に捨てられているのが発見されましたが、バッグの中に千円札５枚入りの茶封筒はありませんでした。  また、被告人が持っていた茶封筒に入っていた千円札５枚のうち１枚から被害者の指紋が検出されました。  検察官の冒頭陳述は以上です。 |
| 冒頭陳述  （弁護人） | 裁判官 | では、弁護人、冒頭陳述をお願いします。 |
| 弁護人 | 弁護人の冒頭陳述を行います。  桜田さんは、事件当日、眠れなかったことから気分転換をしようと考え、近所の公園に行き、ぶらぶらしていたところ、いきなり警察官から声を掛けられ、持ち物検査に応じるよう求められました。  このとき、桜田さんは、茶封筒に入った千円札５枚を持っていましたが、これは、桜田さんが自宅から出る際に、何かあったときのためにと考えて家から持っていったものです。  弁護人の冒頭陳述は以上です。 |
| 証拠の取調べ | 裁判官 | 証拠の取調べの手続に入ります。  検察官は証拠の説明をしてください。 |
| 検察官 | **※以下証拠番号１～５の内容を説明する。**  これから、証拠の内容を説明します。  最初の証拠は、被害者の東さんの診断書です。  被害者の東さんが、全治約１週間を要する右足のけがを負ったことが書かれています。  １番目の証拠は、被害者の東さんの話が書かれた書類です。朗読します。  「私は、７月９日午前０時頃、コンビニエンスストアに行くために、千円札５枚入りの茶封筒が入ったショルダーバッグを肩に掛け、自宅を出ました。自宅を出て１０分くらい歩いたところ、いきなり背後から、犯人にショルダーバッグの紐を引っ張られて転倒させられました。犯人に「バッグをよこせ」と言われ、転倒させられたまま、ショルダーバッグの紐を引っ張られて数メートル引きずられ、ショルダーバッグを奪われてしまいました。犯人は走って逃げていったのですが、私は、その後ろ姿を見て、犯人が黒色Ｔシャツに青色ジーパンを着用していること、また、その声を聞いて、犯人が男性であることが分かりました。私は、転倒し引きずられたことにより、右足に擦り傷のけがを負いました。」  ３番目の証拠は、７月９日午前０時２５分頃、被告人を公園で発見したときの姿を撮影した写真の報告書です。  ４番目の証拠は、捜査結果をまとめた報告書です。  報告書の記載内容を説明します。  事件当日、警察官が、被害者の１１０番通報の内容を聞き、犯行現場付近で犯人を探していたところ、午前０時２５分頃、ホウリス公園で被告人を見つけました。警察官は、被告人の服装と犯人の服装の特徴が一致していることから、犯人の可能性があると考え、被告人に声を掛け、持ち物を見せてほしいと言いました。このとき、被告人は、千円札５枚が入った茶封筒をポケットに入れて持っていましたが、ほかに財布や現金は持っていませんでした。  また、犯行現場から約３００メートル離れた路上に被害者のショルダーバッグが落ちているのが発見されましたが、バッグの中に茶封筒や現金は入っていませんでした。被告人が持っていた茶封筒、その中に入っていた千円札５枚、ショルダーバッグに指紋が付いていないか捜査したところ、千円札５枚のうち１枚から、被害者の指紋が検出されましたが、他の物からは、誰の指紋も検出されませんでした。指紋は触れば常に付くというものではなく、実際に触っても付かないことがあります。  捜査報告書の内容は以上です。  ５番目の証拠は、事件現場付近の地図等をまとめた報告書です。 |
| 被告人質問 | 裁判官 | それでは、被告人に対して質問を行います。  弁護人、質問をどうぞ。 |
| 弁護人 | あなたは、今回の事件の犯人ですか。 |
| 被告人 | 違います。 |
| 弁護人 | 事件当日午前０時２５分頃、事件現場付近の公園にいたのはなぜですか。 |
| 被告人 | 夜眠れず、気分転換をしようと考え、自宅の近くの公園に行ったからです。 |
| 弁護人 | 茶封筒に入った千円札５枚を持っていたのはなぜですか。 |
| 被告人 | 自宅を出る際、何か買おうと思ったときに現金が足りないと困るので、自宅に置いてあった、千円札を何枚か入れていた茶封筒を持って自宅を出ました。 |
| 弁護人 | 終わります。 |
| 裁判官 | では、検察官、質問をどうぞ。 |
| 検察官 | 茶封筒に入った千円札５枚のうち１枚から被害者の指紋が検出されていますが、思い当たることはありますか。 |
| 被告人 | ありません。なんで付いていたのか分かりません。 |
| 検察官 | 終わります。 |

模擬裁判シナリオ３【論告、弁論、最終陳述】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 場面 | 担当 | セリフ |
| 論告 | 裁判官 | これから、出てきた証拠をもとに、検察官と弁護人の意見を聞きます。  検察官からどうぞ。 |
| 検察官 | 検察官の意見を述べます。  被告人が今回の事件の犯人であることは、以下の事実から明らかです。  第一に、被告人が持っていた茶封筒に入っていた千円札５枚は、被害者が奪われた現金だといえることです。その理由は、被告人が、事件からわずか約１５分後、犯行現場からたった約１キロメートルしか離れていない公園において、被害者が奪われたものと同じ茶封筒にお金の種類・金額が一致した千円札５枚の現金を持っていたことです。しかも、その茶封筒に入っていた千円札５枚のうち１枚には被害者の指紋が付いていました。  第二に、被害者が見た犯人の服装と事件当日の被告人の服装の特徴が一致していることです。  第三に、被告人は、茶封筒に入った千円札５枚のうち１枚に被害者の指紋がついていたことについて、「分からない」と言うだけで、説明ができていません。  このように、被告人が犯人であることを示す証拠が複数あります。被告人の話は信用できません。  検察官の意見は以上です。 |
| 弁論 | 裁判官 | 続けて、弁護人、どうぞ。 |
| 弁護人 | 弁護人の意見を述べます。  検察官の証拠は、桜田さんが犯人であるということを証明しておらず、桜田さんは無罪です。  第一に、桜田さんが持っていた茶封筒に入った千円札５枚は、被害者が奪われたものではないということです。桜田さんは、自宅から茶封筒を持って出たことをきちんと説明しています。また、茶封筒に入っていた千円札５枚のうち１枚に被害者の指紋が付いていましたが、千円札全部や茶封筒自体に被害者の指紋が付いていたわけではありません。お金は色々な人が触るものですから、これだけで桜田さんが持っていたお金が、被害者が奪われたものとは言い切れません。  第二に、桜田さんの服装が、犯人の服装と特徴が一致していたのは偶然であるということです。桜田さんの黒色Ｔシャツに青色ジーパンという服装は、珍しいものではなく、たまたま犯人と一致していただけです。  弁護人の意見は以上です。 |
| 最終陳述 | 裁判官 | それでは、これで審理を終えますが、被告人は、最後に何か言っておきたいことはありますか。 |
| 被告人 | 私は、今回の事件の犯人ではありません。 |